主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人土井平一の上告理由について

原審が適法に確定した事実関係のもとにおいて上告人Aは被上告人に対し第一審 判決別紙物件目録(二)及び(三)の建物につき買取請求権を取得しないものとした原 審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、 採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第三小法廷

己	正	辻		高	裁判長裁判官
<b>太</b> 隹	清	П	里	江	裁判官
_	昌			環	裁判官
Ξ	大	井		横	裁判官